

豊明市議会議員政治倫理審査会 審査結果の概要

1 審査請求内容

審査請求日 令和7年12月19日

審査対象 月岡修一議員

審査事由 月岡修一議員に対する審査請求書の提出があり、審査事由の要旨は以下のとおり。

①堀内ちは議員が月岡修一議員からハラスメント行為を受けたとして、警察に被害届が受理されたとのこと。

②現職の女性議員や元議員も被害にあったとの証言もあった。

2 審査の結果

審査請求について、豊明市議会議員政治倫理条例第4条第1号の基準を遵守することを怠った事実があると認定した。

月岡修一議員に対しては、一定期間の議会出席の自粛勧告の措置（条例第8条第8項第3号）を議長に勧告する必要があると決定した。なお、期間は令和8年8月25日より連続した7日間とし、対象は、豊明市議会として開催され議員として出席すべき会議への参加とすることと決した。

3 審査の経過

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和8年7月10日（金）

- ・一身上に関する事件のため豊明市議会委員会条例第17条に準じ、堀内ちは委員を除外した。
- ・委員長・副委員長を互選し、委員長 服部龍一議員、副委員長 郷右近修議員とした。
- ・審査会の進め方について協議した。
- ・全会一致で審査請求は、本審査会の審査に適することが決定した。
- ・堀内ちは委員及び月岡修一議員に対して、事情聴取及び弁明の機会を設けることが決定した。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和8年7月30日（木）

- ・堀内ちは委員及び月岡修一議員に対して事情聴取及び弁明の機会を設け、聞き取りを行った。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和8年8月10日（月）

- ・先回に引き続き、月岡修一議員に対して事情聴取及び弁明の機会を設け、聞き取りを行った。
- ・追加調査の必要性について協議を行い、追加の調査は必要ないと決定した。

- ・ 審査請求にある審査対象となる事由を事実であると認定した。
- ・ 審査会は認定した内容が、条例第4条第1号に抵触する行為であると決定した。
- ・ 審査会は条例第4条第1号に抵触する行為が認定された場合の条例第8条第7項及び第8項に定める議長に勧告する措置について協議し、以下の措置を勧告することに決定した。
- ・ 月岡修一議員に対しては、一定期間の議会出席の自粛勧告の措置（条例第8条第8項第3号）を議長に勧告する必要があると決定した。なお、期間は令和8年8月25日より連続した7日間とし、対象は、豊明市議会として開催され議員として出席するべき会議への参加とすることと決定した。

以上により、本審査請求について、条例第8条第11項の規定により、審査結果の概要を公表いたします。

令和8年 8月21日

豊明市議会議長 毛 受 明 宏